

自動車販売店 各位

愛知県行政書士会
会 長 竹 田 勲
(公印省略)

行政書士への適正な業務委託について

秋涼の候、貴会には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、行政書士に対し、温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、行政書士会では行政書士制度普及のため、10月1日から月末まで「行政書士制度広報月間」として、県民及び各事業所並びに官公署に対し、行政書士制度と業務の啓蒙活動を行うこととしております。

自動車販売店各位におかれましては、行政書士制度をご理解のうえ、行政書士へ業務依頼をいただいておりますが、一方で、一部の自動車販売店においては、行政書士の専管業務である車庫証明申請及びOSS申請における添付書類である保管場所所在図、配置図等の作成について、未だご依頼をいただけていない現状もございます。

令和8年1月1日より施行される改正行政書士法では、行政書士でない者による業務の制限規定の趣旨の明確化等を行う内容となっており、自動車販売店各位におかれましても、より一層の法令遵守が求められることとなります。

つきましては、行政書士法をはじめとする関係諸法令の遵守を徹底いただきますとともに、行政書士への適正な業務委託をお願い申し上げ、本年度の「行政書士制度広報月間」のご案内とさせていただきます。

(参考)

行政書士の業務（行政書士法第1条の2による）

- (1) 車庫証明申請
- (2) 自動車登録申請
新規登録、移転登録等（相続、家族間の譲渡、住所変更等）
- (3) OSS申請における保管場所所在図、配置図の作成
- (4) 丁種封印（出張封印）業務
（県外登録、乙種・丙種受託者が登録したもの等を含む）
- (5) 自動車登録申請業務に係る手続き相談